

千葉県社会福祉士会 会員：櫻井

## 総会議案への訂正・変更案（第一・第二・第三）について

第一「本会の資源」の具体的例示の必要がある。

### 第二条 3 項 「本会の資源」には事務局資源等をいう。

理由：これでは非常に判りにくいので、きちんと具体例を挙げるべきである。

例えば、「ばあとなあ保険」の加入者とか。

第二 第五条 「事務局拠出金の使途」「公益活動および会の活動に」「無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償」について、分類の必要がある。

第5条 納付された事務局拠出金の使途については、本会各委員会の代表者による配分委員会を設置し、その議決および理事会の承認により、公益活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償に充てることができる。

a 「公益活動は、内容的に大きく異なるので、下記のように分ける。

1. 成年後見活動と
2. 「成年後見活動以外の活動」の二つに分けるべきである。

理由：事務局案が想定している「推薦を受けて就任した委員等の仕事の内容」と「成年後見の仕事の内容」が、以下のように大きく違う。

- ① 仕事内容は「事前に課題が出ることはなく」、多くは「常に流動的」である。  
「課題を自ら考案しながら、日々修正し続ける」及び「利用者の変化に常に対応する」という動的なもので、「委員等の仕事の内容」質的に大きく異なる。
- ② 報酬も、委員等の仕事が「事前に決まっている」場合と大きく異なり、  
裁判所が年間仕事振りを評価して決まるので、いくらになるか予想できない。
- ③ 日程も、事前に決まる委員等の仕事の場合と異なり、  
必要に応じての訪問や関係機関への訪問など常に流動的である。 1 p

b 「事務局拠出金の使途」については、下記のように分ける。

理由：活動内容が前記のとおり、大きく違うので、「事務局拠出金の使途」についても「成年後見活動」と「成年後見活動以外の活動」二つに分ける。

- c. 「無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償」について、

下記のように分ける。

「成年後見の報酬助成」と「成年後見の報酬助成以外」に分け、

- ① 「成年後見の報酬助成」については、「成年後見人などの報酬」の6万円までの不足額を助成すると明確に入れる。
- ② 「成年後見の報酬助成」以外については、具体例を例示する。

理由：「ぱあとなあ千葉」の要請で、「無償または低廉な報酬」で受任せざるを得ないことを明確にし、千葉県社会福祉士会として責任を持つ必要がある。

第三「成年後見活動」からの拠出金については、「その7割以上を「成年後見活動」を使う」と新たに入れる。

活動の内容が違うので、成年後見活動からの拠出金は、下記のような「成年後見活動」の整備する目的のために本来使われるべきである。

成年後見活動の整備とは、

1. 社会での成年後見制度に対する要請に応えるために、ぱあとなあ登録会員及び利用者への「支援体制」を構築する。
2. 実践的な又理論的な研修を数多く行い、ぱあとなあ千葉の会員の「レベルの標準化」を図り、「初級者に対するサポート体制」を創る。
3. 消費者サービス的視点で、つまり「利用者から要請があった時に、必要としているサービスを最も適切に提供できる」人材を速やかに推薦できるシステムを構築し、社会の要請にこたえていく。

理由：

成年後見活動には、「個別利用者対応」とは別に、「社会福祉士の援助を必要とされる人々の生活と権利を擁護するため、「成年後見制度等権利擁護に関する事業を推進」しなくてはならない。この成年後見活動は、上記の整備を継続的に必要とし、そのための費用が必要である。